○文部科学省告示第四十七号

項の規定に基づき、 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律 強制執行、 仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のと (平成二十三年法律第十五号) 第三条第

平成二十八年三月七日

おり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

文部科学大臣 馳 浩

同右	同右	同右	同右	赤いひだ襟をつけた少女
同右	同右	同右	同右	草原で花を摘む少女たち
同右	同右	同右	同右	手紙
同右	同右	同右	同 右	かぎ針編みをする少女
指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 京都市美術館 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四 京都府京都市左京区岡崎円勝寺町百二十四 事で	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名にあっては、その代表者の氏名にあっては、その代表者の氏名	指定の有効期間 十日まで 十日まで 十日まで 月	指定をした日 平成二十八年三月 月	指定をした海外の美術品等」という。)の名称 うちわを持つ女